

千葉県立保健医療大学機能強化基本計画策定

支援業務委託企画提案募集要項

1 目的

本業務は、千葉県立保健医療大学について、令和9年度を目途に、教育・研究内容や施設整備等に関する基本計画を策定するにあたり、必要な調査・検討や各種書類の作成等に係る業務に関する支援業務を委託するものである。

2 事業の概要

(1) 事業名称

千葉県立保健医療大学機能強化基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

本事業の受託者（以下「受託者」という。）は、前記目的を達成するため、別添「千葉県立保健医療大学機能強化基本計画策定支援業務委託仕様書」に記載した業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年6月30日（水）まで

(4) 委託金額の上限

総額 37,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※各年度の支払い上限額は下記のとおりとする。

令和8年度 30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、本事業に係る令和9年度債務負担行為を含む令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集・審査の中止や、契約締結をしない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(5) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、審査により最も優れた企画提案を行った者を最優秀提案者として選定し、契約の相手方として決定した上で、千葉県の委託業者として実施する。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県総務部管財課所管の物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録された者であること。
- (3) 応募開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 応募開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 全体スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和8年2月3日（火）から3月2日（月）まで
業務説明会（オンライン）	令和8年2月13日（金）午前10時から ※参加申込：2月10日（火）午後4時〆
質問受付期間	令和8年2月3日（火）から2月16日（月）午後1時まで
質問への回答	令和8年2月20日（金）（予定） (千葉県ホームページに掲載して回答する。)
企画提案書等提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時（必着）
第1次審査（書面審査）	令和8年3月上旬
第1次審査結果通知	令和8年3月11日（水）（予定）（各応募者に文書で通知する。）
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和8年3月中旬（予定） (日時、会場未定) ※詳細は、対象者に文書で通知する。
審査結果通知	令和8年3月中・下旬（予定） (各2次審査対象者に文書で通知する。)

5 説明会の日時及び場所

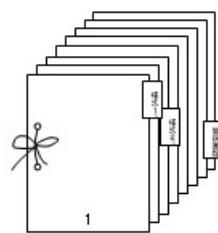
本業務の説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日 時：令和8年2月13日（金）午前10時から
- (2) 場 所：Zoomによるオンライン開催
- (3) 参加方法：参加を希望する場合は、2月10日（火）午後4時までに電子メールで申し込むこと。
その際、件名を「【プロポ説明会】基本計画（会社名）」とし、本文中に参加者の所属・職・氏名・連絡先アドレスを記載すること。おって、ミーティングIDとパスコード等を千葉県から送付する。※件名の例：【プロポ説明会】基本計画（千葉県庁総研）
【申込み先】ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp
- (4) 備 考：説明会では、業務内容や応募方法のほか、企画提案書作成にあたり必要と思われる課題認識等を説明したのち、質疑応答を実施する。
なお、当説明会に参加しない場合でも、本業務への応募は可能。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ア (様式 1) 企画提案書表紙・応募資格の充足状況の確認
- イ (様式 2) 提案事業者に関する調書
- ウ (様式 3) 業務処理体制に関する調書
- エ (任意様式) 所要経費の見積書
 - ・年度を分けて作成すること。
 - ・見積金額は本業務の履行に要する全ての経費を記載すること。
 - ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- オ (任意様式) 業務実施スケジュール
- カ (任意様式) 企画提案書
 - ・企画提案書は、業務委託仕様書に基づき作成すること。
 - ・枚数に制限は無し。



キ 関係書類

- (ア) 定款又は規約
- (イ) 前事業年度の収支決算書
- (ウ) 団体の概要を明記したもの（様式は問わない。既存のパンフレット等で可。）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部（副本は複写可）、資料の PDF データ（1 つのファイルに結合すること）

(3) 作成上の注意事項

- ア 原則として A4 サイズ（縦）で統一すること。A3 サイズは折り込みであれば可とする。
- イ 両面印刷とし、各ページの下部にページ番号を通して振ること。
ただし各様式の 1 ページ目は奇数ページになるよう、必要に応じて空白ページを挿入して調整すること。
- ウ 左側に 2 つ穴をあけ、こより紐等で 1 部ずつ編冊すること。ホチキスやクリップは用いないこと。
- エ 各様式の 1 枚目に「様式〇」「関係書類」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。

(4) 応募方法

- ア 応募書類の提出方法 印刷物は持参又は郵送。PDF データは電子メールで送付
- イ 応募書類の受付場所 千葉県健康福祉部医療整備課看護師確保推進室
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 13 階
メールアドレス : ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp
(上記メールアドレスへの送付するメールの添付ファイルの容量は 7.2MB までとされているため、これを超える場合は、一般的な大容量ファイル送信サービス等を利用すること)

ウ 応募書類の受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

エ 応募書類の提出期限 令和8年3月2日（月） 午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

7 審 査

選定に係る審査は、審査委員会において審査基準に基づき実施する。なお、企画提案書の内容には、企画提案者の秘密及び個人情報に関する事項が含まれていることから、審査は非公開で行う。

（1）第1次審査

県に提出された企画提案書について、事務局による形式審査を行い、応募資格や提出書類等に係る要件の充足状況を確認する。応募資格要件等を満たしていないと認められる場合には、当該企画提案者は失格となり、事務局は、審査委員会においてその経過を報告する。

形式審査を通過した企画提案者が5者以上の場合には、事務局による書面審査を行う。事務局は、審査委員会においてその経過を報告する。

第1次審査の結果は、全提案者へ文書で通知する。

（2）第2次審査

第1次審査を通過した企画提案者からのプレゼンテーションを審査委員会において実施し、企画提案書の内容とともに総合的に判断し、最も優れた提案者を選定する。

ア 開催日時 令和8年3月中旬（予定）（対象者へ別途通知する。）

イ 開催場所 対象者へ別途通知する。

ウ 出席者 1提案者あたり2名以内とする。

エ プrezentation

・プレゼンテーションは、提案者が提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとし、1提案者あたりの説明は15分までとする。

・プレゼンテーションは千葉県が用意する会場において実施するか、Zoomによりオンラインで実施する。なお、会場で実施する場合も、資料の提示はZoomの画面共有機能で行うこととし、通信設備、パソコンその他必要な物品は提案者が用意すること。

・プレゼンテーション実施後、その内容について、質疑応答を行う（10分程度を予定）。

・プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象から除外する。

オ 審査方法 下表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を最優秀提案者とする。

評価項目	評価基準	
事業の的確さ、有効性	1	業務の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか
	2	本県の保健医療における現状や課題を理解しているか
	3	公立大学運営における現状や課題を理解しているか

事業の実現性	4	業務を担う専門的知識や技術を有しているか
	5	提案内容が優れており、基本計画策定に向けた実現性の高い支援ができることが見込まれるか
	6	業務の目的を達成できるスケジュールとなっているか
	7	経費の積算根拠は適当か、算定金額は妥当か
実績	8	同種又は類似業務の実績等を豊富に有しているか
組織の安定性	9	業務を執行するための組織体制や財務基盤があるか
取組意欲	10	業務を受託する意欲や熱意があるか

カ 結果通知

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員にメールで通知するとともに、第2次審査後に、千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

キ その他

- ・審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。
- ・審査に関する異議には一切応じない。

8 質問の受付

応募に係る質問については、次の（1）（2）により対応することとし、他の方法では受け付けない。

（1）（2）で質問のあった事項に対する回答を、令和8年2月20日（金）から千葉県ホームページにおいて公表する。なお、（2）については、質問者に対する個別の回答は行わない。

（1）説明会での質問

2月13日（金）午前10時から開催するオンライン説明会において質問を受け付ける。

（2）電子メールによる質問

令和8年2月16日（月）午後1時までに電子メールで問い合わせること。その際、件名を【プロポ質問】基本計画（会社名）とし、本文中に質問を簡潔に記載すること。

※ 件名の例：【プロポ質問】基本計画（千葉県庁総研）

問い合わせ先：ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp

9 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）応募資格のないものが企画提案書を提出した場合
- （2）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があつた場合
- (6) 所要経費の見積書（任意様式）の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき
- (7) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査委員会が失格であると認めた場合

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 本案件に係る行政文書の開示請求があつた場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を開示する場合がある。
- (6) 本業務に係る図版等の使用にあたっては、応募者において、その使用権、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要がある。
- (7) 共同企業体の応募も可能だが、次の事項に留意すること。
 - ア 必ず共同企業体の代表を決め、代表団体を含む全ての構成団体について「(様式2) 提案事業者に関する調書」を提出すること
 - イ 「(様式1) 企画提案書表紙・応募資格の充足状況の確認」に記載の応募資格について、代表団体を含む全ての構成団体が全て充足していること。
 - ウ 一つの団体が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら、自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - エ 代表団体及び構成団体を変更することはできない。
- (8) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属する。
- (9) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、受託者は契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (11) 7 (2) に規定する最優秀提案者の通知・公表後であっても、最優秀提案者について3の各号で示した応募資格のいずれかの要件を欠くにいたった場合（従前から要件を満たしていなかつたことが判明した場合を含む。）、その者とは契約の締結を行わない。
- (12) 最優秀提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。なお、提案書は、最優秀提案を選定する材料とするものであり、選定結果は提案内容をそのまま了承するものでは無いので留意すること。最終的な業務委託仕様書は、提案された内容

を基に協議の上、県が作成する。

(13) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について第三者に再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ書面で県の承認を得なければならぬ。

- ア 再委託の相手方の名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託を行う必要性
- エ 契約金額

(14) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

11 提出先・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1－1（千葉県庁本庁舎13階）

千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室 担当：稻田、古谷

TEL 043(223)3877 FAX 043(221)7379

電子メール ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp